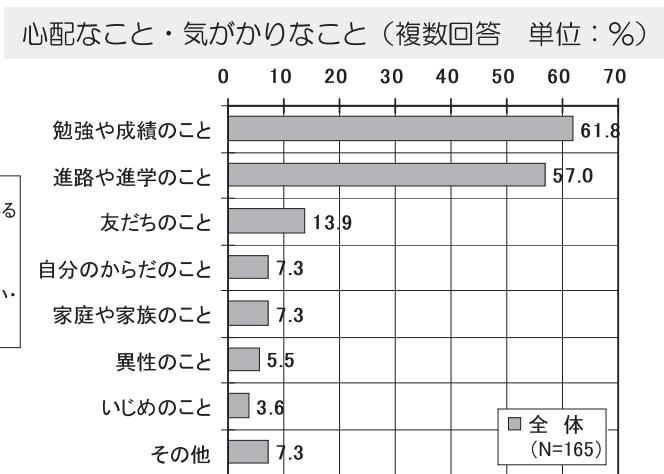
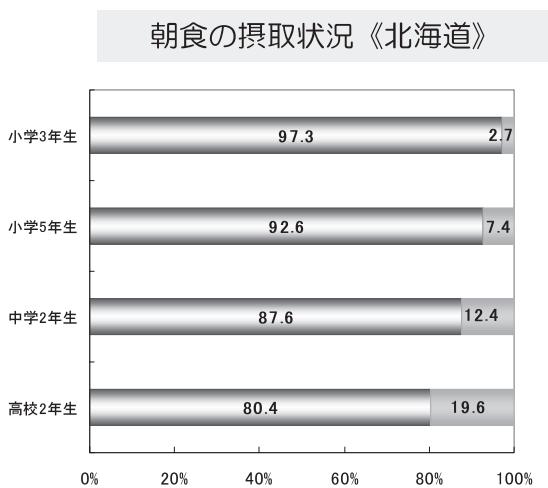


基本施策 1－4 思春期対策の充実

思春期になると、朝食の欠食などの食習慣の乱れや思春期やせ症に加え、性に関する問題など心と身体の健康問題も生じてきます。インターネットや携帯電話の普及などによる情報の氾濫など、現代社会特有の様々な環境にさらされ、心身ともに不安定な思春期の子どもたちに対して、食生活や性に関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図るとともに、中高生と乳幼児が実際にその手でふれあうことのできる場を提供するなど、子どもが健全に自立かつ成長し、人間性が豊かな次世代の親となることができるよう目指します。



※調査実施日：平成 18 年 11 月～12 月

【資料】児童生徒の生活習慣等に関する調査結果の概要・北海道学校保健審議会調べ

【資料】平成 21 年度中高生アンケート

● 正しい知識の普及啓発

1-4-(1)

近年、薬物乱用、喫煙や飲酒、さらに過度のダイエットなどによる心身への影響が懸念されています。思春期の子どもに対して、心と身体の発達や健康に対して正しい理解を深め、問題行動を抑制できるよう、各種の教育機会や地域での行事を通じた普及啓発に努めます。

そのため、北海道や国と連携して、ポスターやパンフレットの配布を行うとともに、学校や保健センター、自治会などの関係機関・団体が連携し、各種の普及啓発を図ります。

▷ 推進例としては…

① 各種広報を利用した普及啓発

北海道や国と連携して、薬物や性感染症などに関する啓発パンフレットの配布などをを行い、正しい知識の普及啓発を行います。

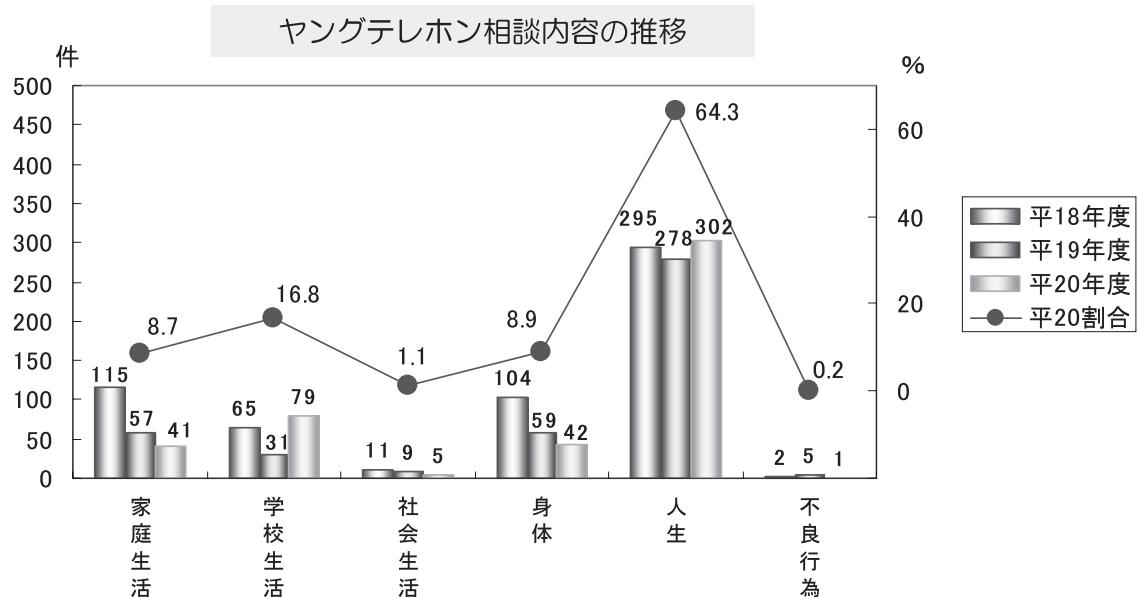
② 関係機関と連携した普及啓発

学校の保健活動や保健センター、さらには江別市青少年のための市民会議などの関係機関と連携した活動により、思春期の子どもの健全育成、正しい知識の普及啓発を行います。

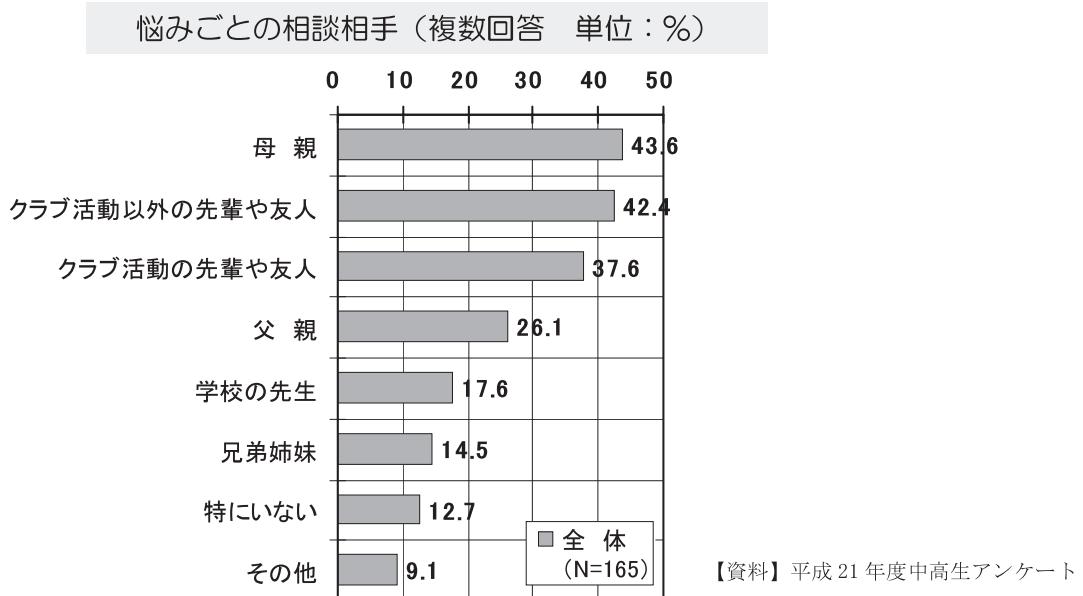
● 相談体制などの充実

1-4-(2)

平成20年度の江別市ヤングテレホン相談概要によると、人生に関する相談内容が64.3%でした。子どもや親の悩みに関する相談などの受付体制を一層充実させることとし、教育機関での相談体制、電話相談などの充実と制度の周知を図ります。



【資料】平成 20 年度 少年健全育成活動報告書



▷ 推進例としては…

① 各種相談体制の充実と周知

電話相談（ヤングテレホン）、専門家の学校への配置（心の教室相談、スクールカウンセリング）、保健センターによる健康相談などにより、子ども及び保護者が悩みを気軽に相談できる場の充実を図るとともに、子どもたちへの相談窓口の周知を行います。

基本目標2 「安心して子どもを生み育てることができる」まちづくり

仕事と家庭生活を両立するための環境整備として、男女が協力して子どもを育てる環境を、企業と連携しながら整備していくとともに、安心して子どもを預けられる保育サービスの充実を目指します。また、子育て情報の提供や育児相談などにより、子育てに関わる親のストレス軽減に努めます。

● 目標達成のための基本施策とその展開

「安心して子どもを生み育てることができる」まちをつくるために、家族などが協力して子育てする生活様式の確立と親子の心と身体の健康確保を図ることとし、以下の基本施策を定めます。

基本目標2 「安心して子どもを生み育てることができる」まちづくり

基本施策2－1 仕事と家庭生活を両立するための環境整備

- ◆ この施策の展開は…
 - (1) 父親の意識改革
 - (2) 事業主や職場環境の意識改革と環境整備
 - (3) 育児休業後の復帰など、安定就労の確保
 - (4) 保育の充実

基本施策2－2 育児ストレスの軽減

- ◆ この施策の展開は…
 - (1) 相談体制の充実
 - (2) 親の休息の確保

基本施策2－3 親子の健康の確保

- ◆ この施策の展開は…
 - (1) 健診などの充実
 - (2) 食育の推進
 - (3) 小児医療の充実

● 基本施策 2－1 仕事と家庭生活を両立するための環境整備

家事・育児の負担が母親に重くのしかかっていることや母親の育児不安・ストレスなどが、出産への切実な影響を及ぼしている現在、男女が家庭や地域、職場とのバランスの取れた生活を実現できるように、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、市民全体の意識啓発と労働環境の整備を目指します。

また、これらの整備と同時に、共働きなどにより保護者が安心して働きに出かけられるよう、親が留守となる家庭の子どもを対象とする保育サービスの運営の充実を目指します。

なお、関連する保育サービスなどの充実については、基本目標4の基本施策1で再度触れられます。

● 父親の意識改革

2-1-(1)

子育て中の家庭での問題の一つとして、父親が仕事で忙しく、家族と一緒に食事をしたり、子どもとゆっくり過ごす時間が持てないことなどがあげられます。その結果、子育ての大部分を母親が担うことになり、母親が子育てについて負担や孤独感を感じることになります。

多くの男性が持っている「家庭よりも仕事を優先する」というこれまでの働き方を見直し、子育ての役割分担を図り、家庭と仕事を両立させるというように、各種講演会や広報誌などにより、男女共同参画社会実現のための意識啓発を推進します。

▷ 推進例としては…

① 家庭における男女協力の促進

講演会、出前講座などの開催や広報誌などにより、男女共同参画に関する情報を提供し、男女共同参画の意識啓発を推進します。

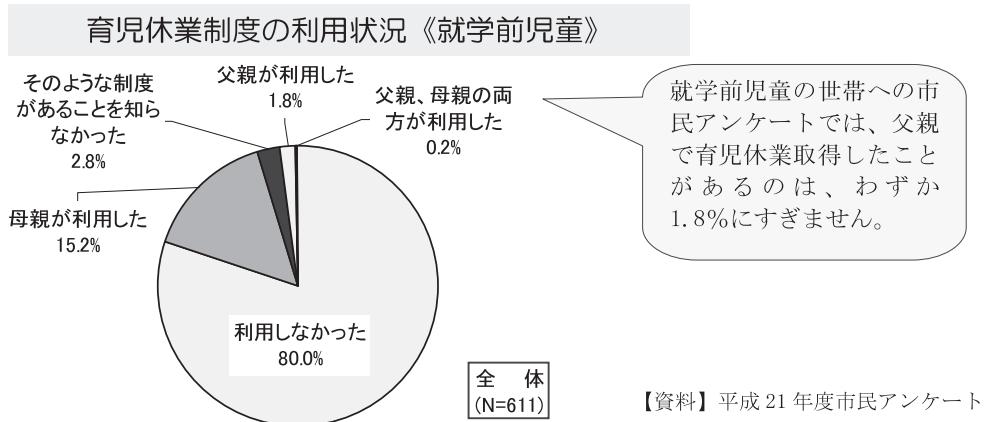
● 事業主や職場環境の意識改革と環境整備

2-1-(2)

職場の中には、まだまだ育児のために残業をしない人や休みをとる人を理解しない環境があることから、事業主や労働者を含めた職場環境の意識改革と育児休業取得が円滑に進むような環境整備を図るための活動を推進します。

また、非正規雇用社員の増加や派遣切りといったことが、若い人の結婚観や出産希望に大きな影響を及ぼしています。

そのため次世代育成支援対策推進法で定められた「一般事業主行動計画」や「特定事業主行動計画」の策定を通じた環境づくりを促進するとともに、関係事業主などと連携を図りながら育児休業制度や労働時間の短縮などの就労環境が定着するよう、普及啓発に努めるとともに、関係機関への働きかけに努めます。



就学前児童の世帯への市民アンケートでは、父親で育児休業取得したことがあるのは、わずか 1.8%にすぎません。

▷ 推進例としては…

① 一般事業主行動計画策定の促進

従業員が 300 人を超える企業については、次世代育成支援対策推進法で「一般事業主行動計画」の策定が義務づけられています。また、従業員が 300 人以下の企業については、同法により「一般事業主行動計画」の策定が努力義務であることから、策定の啓発を推進し、子育てしやすい職場環境の整備を図ります。

また、地方公共団体の機関などが同法で策定を義務付けられている「特定事業主行動計画」のもと、子育てしやすい職場環境の整備に努めます。

② 育児休業制度の普及・定着の促進

関係機関と連携を取りながら、事業主などに対して育児休業に関する啓発に努めます。

③ 労働時間の短縮や週休 2 日制の促進

関係機関と連携を取りながら、週 40 時間労働体制の実現と週休 2 日制の促進について啓発に努めます。

● 育児休業後の復帰など、安定就労の確保

2-1-(3)

出産・育児について男女共同参画を推進することにより、出産や育児によるキャリア(※注)の中止が妨げとならないような安定就労の確保に向けた環境整備に努めます。

また、女性の社会参画促進のため各種活動の推進と子育て女性のための就業機会の確保に努めます。

▷ 推進例としては…

① 女性が働くための環境づくりの促進

女性登用状況の調査などを通して、女性が働くための環境づくりに努めます。

② 子育て女性のための就業環境の整備

新たな雇用創出の場の確保に努め、子育て中の女性の就業機会の拡大に努めます。

《用語解説》※注 キャリア

一般に「経歴」、「経験」、「発展」、さらには「関連した職務の連鎖」などと表現され、時間的持続性ないしは継続性を持った概念とされています。

● 保育の充実

2-1-(4)

共働きなどにより保護者が留守となる家庭の子ども達のために、安心して子どもを預けられる保育サービスの充実を図るとともに、幼稚園での預かり保育の充実、待機児童の解消、児童の健全育成、放課後児童会・児童クラブの充実に努めます。

➡ 関連する施策の展開：「多様化する保育ニーズへの対応」<4-1-(1)> (p. 59)

▷ 推進例としては…

① 就学前から就学期にかけて切れ目のない保育の充実

共働きの保護者が安心して働くことができるよう、就学前の延長保育、一時預かり事業、休日保育などの保育体制の充実を図るとともに、子どもが成長して、就学してからも放課後児童会・児童クラブに安心して預けることができるような切れ目のない保育体制の充実を図ります。

★ 児童クラブの活動 ★



基本施策 2－2 育児ストレスの軽減

少子化や核家族化の進行、また地域における人間関係の希薄化により、育児の孤立化や育児に対する不安を感じている親が多くなっています。

子育てに対する精神的・身体的な負担感からくるストレスの軽減と、育児が楽しめる環境づくりを目指します。

● 相談体制の充実

2-2-(1)

地域における近所づきあいの衰退や育児情報の氾濫、相談相手がないなどにより、子育て中の母親が一人で多くの不安を抱え込むことが、育児ストレスや子どもへの虐待の原因となる場合があります。

そのため、子育てしている親同士の子育てサークル活動の支援、電話や相談の場などの各種相談体制の充実を図ります。

► 推進例としては…

① 各種相談体制の充実と周知

保護者を対象とした子育て支援センターの育児相談や家庭児童相談、子育て知識の啓発、保健センターでの親子健康相談、子ども発達支援センターでの発達相談など、各種の子育ての悩みに関する相談体制の充実に努めるとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」（生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問）で、これらの相談窓口に関する情報提供を行います。

● 親の休息の確保

2-2-(2)

子育ては24時間、年中休みがないと言われており、特に乳幼児期の母親などは、授乳などにより十分な睡眠を確保することも難しい状態にあります。また、専業主婦は、働いている母親よりも、子どもと母親の関係だけで長時間過ごすことになり、ストレスが高いとも言われています。親の子育てストレスの軽減のために、親の休息の確保を図る子どもの一時預かり環境の充実に努めます。

► 推進例としては…

① 一時預かり環境の充実

保育園で、育児疲れ解消のための一時預かり体制の充実に努めるとともに、地域における子育ての会員組織であるファミリーサポート事業の提供会員の拡充を図ります。また、障がい児の日中一時支援事業により、障がいのある子どもの家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

基本施策 2－3 親子の健康の確保

妊娠から乳幼児期までのきめ細かな母子保健対策が必要であり、親子に係わる各種の健診などの充実や指導などにより親子の健康を確保するとともに、小児医療の充実やしっかりした食事による健康の確保など、安心して子どもを生み育てるための環境づくりを目指します。

● 健診などの充実

2-3-(1)

安心して出産・子育てができるような支援体制を今後も充実させるとともに、子どもの健全な発達を促すための活動を推進します。

そのため、妊産婦や乳幼児のための各種健康診査や親子の健康相談などの活動を推進します。

▶ 推進例としては…

① 母子保健の充実

乳幼児健康診査や保健センターでの妊娠・出産・子育て期にかかる各種保健活動を通して、母子保健の充実を図ります。

② 成人健診などの充実

女性特有のがん検診のために特定年齢の女性に利用料金を助成したり、生活習慣病の予防などの健康教室を開催したりするなど、成人の健康の保持増進に努めます。

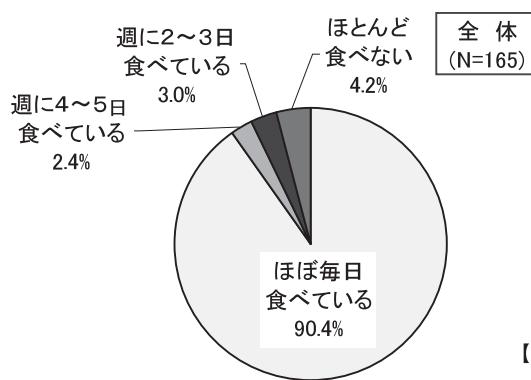
● 食育の推進

2-3-(2)

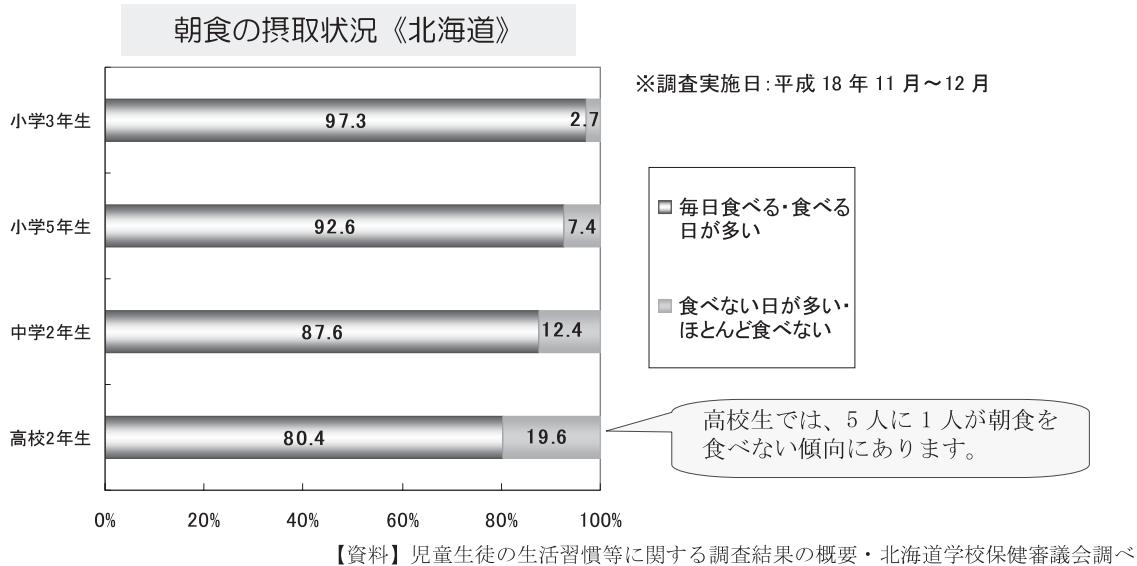
食は健康の基礎であり、子どもの時の生活習慣はその後の成長などに大きな影響を与えるとともに、将来子育てる場合にも影響が考えられることから、健康的な食習慣を身につけることが重要です。

そのため、保健センターでは妊娠期から乳幼児期までの親子や関係機関と連携し、また給食センターでは学校、家庭、地域とが連携し、給食や指導などを通じて食の大切さの啓発を推進します。

いつも朝食を食べていますか（単位：%）



【資料】平成21年度中高生アンケート



▷ 推進例としては…

① 食に関する指導の推進

給食センターでは、学校及び家庭・地域に向けて食育推進の取り組みを行っていくことから、引き続き学校と連携しながら望ましい食習慣を子どもたちに身に付けてもらうように指導を推進します。

② 地産地消の推進

市では、安全・安心な給食提供のため、低農薬で新鮮な農作物を市内農家から計画的に購入する方法を取り入れており、今後も江別で作られる安全良質な食品を子どもたちに提供するよう努めます。

● 小児医療の充実

2-3-(3)

「少子化社会対策大綱」の取組のうち、国に最も実現して欲しい項目の第1位は、小児医療体制を充実する取組みでした。（「平成21年版 少子化社会白書」より）

この小児医療については、小児がいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、広域的診療体制の確立を目指し、休日・夜間の救急医療体制の確保も含めて、社団法人江別医師会、市立病院及び夜間急病センターなどの医療機関が相互に連携とともに、普及啓発にも努め、小児医療の充実を図ります。

▷ 推進例としては…

① 小児医療体制の充実

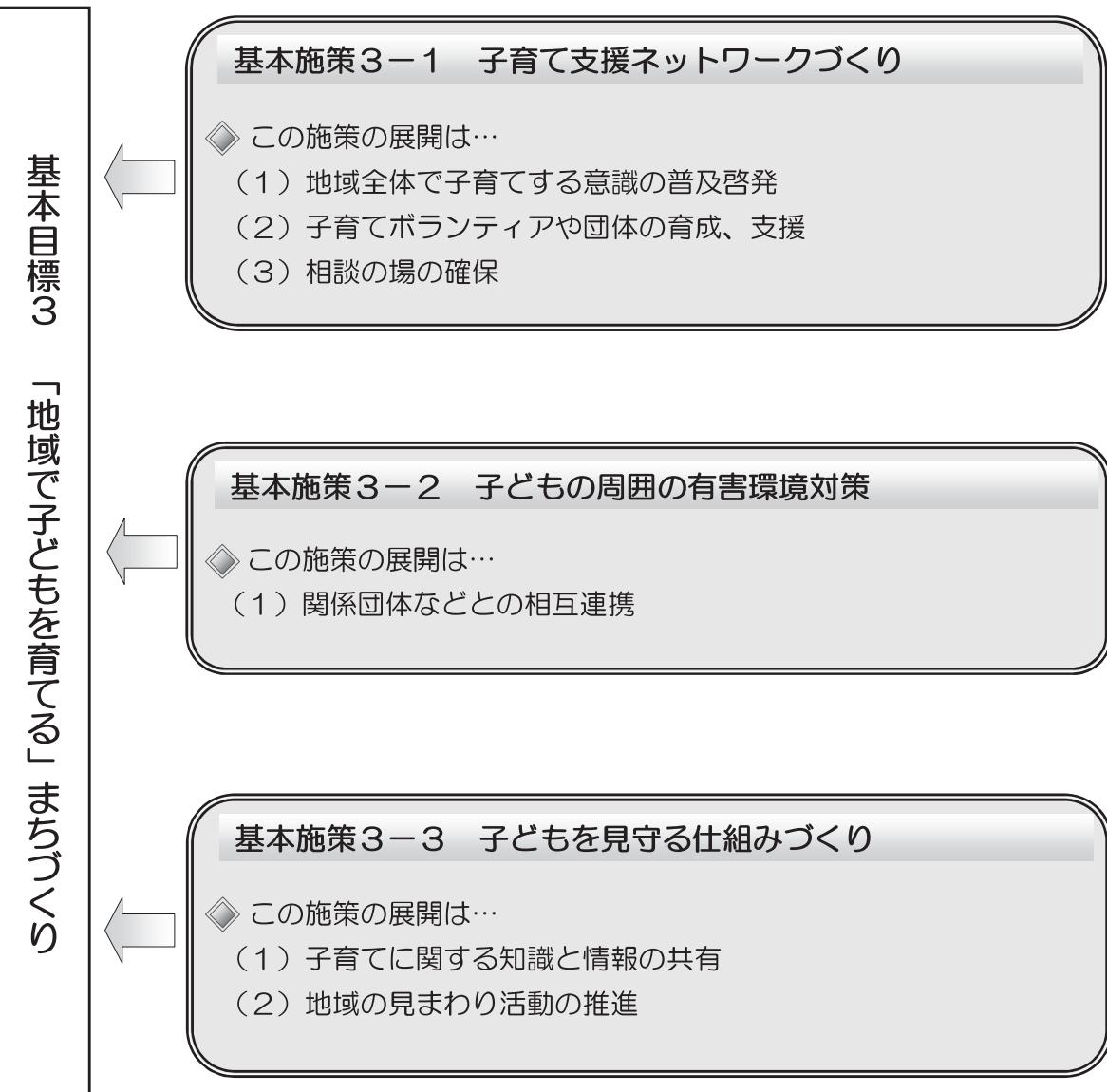
乳幼児等医療費の一部助成を行うとともに、日曜、祝日、年末年始に発生した急病者に対する診療を実施した医療機関に補助金を交付し、休日等急病医療機関（内科、小児科系）の確保に努めます。

基本目標3 「地域で子どもを育てる」まちづくり

地域で子どもを温かく見守り、子どもを育てていくことができるよう、住民参加（子育て経験者・高齢者・専門家など）によるネットワークづくりなどを進めます。また、地域と関係機関が協力して、子どもの周りの有害環境の除去に努めるほか、子育てに関する知識と情報の共有などに努めます。

● 目標達成のための基本施策とその展開

「地域で子どもを育てる」まちをつくるために、地域住民や子育て支援活動をしている人々が主体となった子育て支援のネットワークの形成と、地域が子どもを見守る地域社会の形成を図ることとし、以下の基本施策を定めます。



● 基本施策 3－1 子育て支援ネットワークづくり

地域住民などによる子育て支援ネットワークの形成を図り、主体的に子育てに係わる地域社会の形成を目指します。

● 地域全体で子育てる意識の普及啓発

3-1-(1)

近年、核家族化の進行や父親の仕事中心の生活様式、自治会などの地域とのつきあいの希薄化などを背景に、育児をする母親が孤立化する傾向にあります。

もともと子育ては、地域社会の互助を前提として行われてきたことから、地域がかつて有していた子育て力を再生し、家庭と地域が連携し子育てを行うことが必要です。

一方、地域においても、自分の子育てが終了して、若い母親の子育てを応援したいという人々も潜在し、ファミリーサポート事業（※注）への積極的な参加も見られます。

今後は、地域が自ら子育ての役割の一部を担うことができるよう、広報を始めとして、あらゆる機会を通じて普及啓発を図り、地域全体で子育てをするような意識の醸成を図ります。そのため、福祉・ボランティア教育などの啓発活動の充実や市民との協働のまちづくりの情報提供を図ります。

《用語解説》※注 ファミリーサポート事業

子育てについて、手助けのほしい人（依頼会員）と、お手伝いのできる人（提供会員）とで会員組織を作り、地域で子育てをサポートしていくことを目的として、会員相互の信頼関係をもとに、地域の人々がみんなで子育てを応援し、子育てに安心できる環境づくりを目指す事業。

► 推進例としては…

① 支え合う福祉意識の向上

子育てサポーターの活動による子育て支援の場（サロン）の拡充を図るとともに、子育て中の母親が地域で孤立しないような相談の場の確保を地域の中で図ります。

② 地域の子育て力の活用

ファミリーサポート事業を始めとして、地域に潜在している子育て力を活用して、地域全体で子どもを育てていく意識の醸成を図ります。

● 子育てボランティアや団体の育成、支援

3-1-(2)

高齢社会を迎え、地域には元気な高齢者が数多く住んでおり、その豊かな人生経験を社会に還元したいと望んでいる傾向があります。その中には、自分の子育ての経験を生かして、子育て家庭の支援をしたいと考えている住民もいますが、その力をどうやって活用していくのかわからず、十分生かされていません。

そこで、地域の持つ潜在的な子育て力を現実の活動として顕在化させるために、活動を推進する人材や組織を育成、支援し、子育て経験者・高齢者、子育てサポーターなど専門職も含めた住民参加によるネットワークづくりを推進します。

▷ **推進例としては…**

① 人材の育成

すこやか子育てサポーターの育成や子育てボランティアといった地域の人材の育成を推進します。

② 子育て支援ネットワークの形成

子育てサークルリーダー会議の開催や懇談会の開催などを通して、子育て情報の共有化と各種団体のネットワーク化を推進するとともに、住民参加によるネットワークづくりを推進します。

● **相談の場の確保**

3-1-(3)

市民アンケートの自由回答の中には、「子どもの心配をせず、育児の話を聞いてもらったり、教えてもらったりしたい」、「子供からお年寄りまでが気軽に集まる場所（くつろげる場）があって、そこに様々なサービスの窓口など相談できる場があると…地域に根ざしたサービスにつながる」といった回答が寄せられています。

地域自らの発意を無駄にすることなく、地域の子育てに関する活動や子育てネットワークづくりを支援するため、その相談や活動の場の確保を図ります。

▷ **推進例としては…**

① 相談窓口の充実

地域子育て支援センターの充実や子育てサポーターの配置などを推進し、子育て中の親が気軽に相談できる体制の充実を図ります。

★ 子育てサロンの活動 ★



★ ファミリーサポートの活動 ★

